



# 印紙税非課税の取扱いについて

## Question

協同組合が発行する受取書は印紙税法上、すべて非課税扱いとなり収入印紙を貼る必要がないと聞いたのですが本当でしょうか？

## Answer

印紙税の課税物件は、印紙税法別表第一の課税物件表の番号1から20までにわたって示されており、これに該当する文書は、原則として、その表の課税標準及び税率の欄に示される金額の収入印紙を貼付しなければなりません。

受取書については、この課税物件表番号17に示されており、受取書に記載される金額の段階により、200円から20万円の税額が掲記されています。ところが、この課税物件表の最下欄において、受取書のうちの非課税物件として、その第一には、記載された受取金額が5万円未満の受取書が、その第二には、営業に関しない受取書が示されています。

協同組合の受取書は、この営業に関しない受取書に該当するものとされており、その営業の解釈に関する非課税物件欄の表示は次の通りです。「営業（会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているものが、その出資者以外の者に対して行う事業を含み、当該出資者がその出資をした法人に対

して行う営業を除く。）に関しない受取書」このカッコ書の記載は、営利を目的とする会社以外の法人のなす取引のうち営業に関しないものの解釈であり、この法人に該当する協同組合においては、組合員との取引及び組合員が組合に対する取引は営業ではないが、非組合員との取引は営業である定義しています。

したがって、金額の大小にかかわらず【協同組合が組合員】又は【組合員が協同組合】に対して発行する受取書は、ともに非課税の取扱いをうけるものと解され、【協同組合が非組合員】又は【非組合員が協同組合】に対して発行する受取書はともに課税の取扱いとなり、記載受取金額に応じた収入印紙の貼付が必要です。なお、この適用をうけるためには、受取書の収入印紙貼付箇所に「印紙税法第5条の規定により非課税」等の表示を行うべきです。

また、この適用を受けることができるのは「受取書のみ」であって、協同組合が組合員と交わす契約書や約束手形等については扱いが異なるため注意が必要です。